

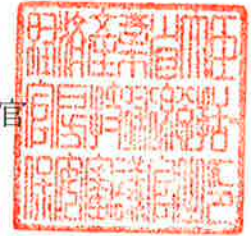
経済産業省

20210201保局第1号

高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年2月22日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）及び高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和3年2月22日から施行する。

高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて等の一部を改正する規程

○高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323 保局第 13 号）	1
○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 3 号）	2
○液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 4 号）	4
○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 5 号）	5
○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号）	6

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて</p> <p>制定 20180323保局第13号 平成30年 3月30日 改正 20210201保局第1号 令和 3年 2月22日</p>	<p>高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて</p> <p>制定 20180323保局第13号 平成30年 3月30日</p>
<p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. <u>液石則第16条第1項第7号ハに規定する「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、特定設備検査規則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれらの併用を除く。）とし、「位置の変更を伴わないもの」とは、基礎工事（アンカーボルト等の変更工事を除く。）を伴わないものをいう（一般則第15条第1項第7号ハ及びコンビ則第14条第1項第7号ハにおいても、同様とする。）。</u></p> <p>6. <u>液石則第16条第1項第8号イに規定する「高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第6条第1項第19号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの」とは、1. 又は2. に規定されたものへの変更であり、液石則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号に掲げる事項及びプロセスフロー図（P&ID）に変更がないものとする（一般則第15条第1項第8号イ及びコンビ則第14条第1項第8号イにおいても、同様とする。）。</u></p> <p>7. [略]</p> <p>8. <u>高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（液石則第16条第1項第1号及び第8号イ、第29条第1項第1号並びに第55条第1号、一般則第15条第1項第1号及び第8号イ、第28条第1項第1号並びに第57条第1号並びにコンビ則第14条第1項第1号及び第8号イに掲げる工事の場合に限る。）には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。</u></p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p>	<p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>[新設]</p> <p>5. <u>液石則第16条第1項第8号イに規定する「高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第6条第1項第19号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの」とは、1. 又は2. に規定されたものへの変更であり、液石則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号に掲げる事項及びプロセスフロー図（P&ID）に変更がないものとする（一般則第15条第1項第8号イ及びコンビ則第14条第1項第8号イにおいても、同様とする。）。</u></p> <p>6. [略]</p> <p>7. <u>高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（液石則第16条第1項第1号、第29条第1項第1号及び第55条第1号、一般則第15条第1項第1号、第28条第1項第1号及び第57条第1号並びにコンビ則第14条第1項第1号及び第8号イに掲げる工事の場合に限る。）には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。</u></p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p>

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第3号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606 保局第3号 令和 元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和 2年11月 4日 改正 20210201 保局第1号 令和 3年 2月22日	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606 保局第3号 令和 元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和 2年11月 4日
別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準	別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準
49. 設備の点検・異常確認時の措置 [略]	49. 設備の点検・異常確認時の措置 [略]
1. 高圧ガスの製造設備又は消費設備（以下「製造設備等」という。）の使用開始時及び使用終了時には、次の各号の基準により当該製造設備等の属する施設について異常の有無を点検するものとする。なお、点検にドローン、ロボット、センシング、AI等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」及び「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して点検すること。 1.1～1.3 [略]	1. 高圧ガスの製造設備又は消費設備（以下「製造設備等」という。）の使用開始時及び使用終了時には、次の各号の基準により当該製造設備等の属する施設について異常の有無を点検するものとする。 1.1～1.3 [略]
2. 運転中の製造設備等につき、1日に1回以上、次の各号の基準により当該製造設備等の作動状況について異常の有無を点検するものとする。なお、点検にドローン、ロボット、センシング、AI等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」及び「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して点検すること。 2.1・2.2 [略]	2. 運転中の製造設備等につき、1日に1回以上、次の各号の基準により当該製造設備等の作動状況について異常の有無を点検するものとする。 2.1・2.2 [略]
3. ～5. [略]	3. ～5. [略]
73. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の移動時に携行する消火設備並びに資材等	73. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の移動時に携行する消火設備並びに資材等
規則関係条項 第49条第1項第14号、第50条第9号 [略]	規則関係条項 第49条第1項第14号、第50条第8号 [略]
74. 毒性ガスの移動時に携行する保護具並びに資材等	74. 毒性ガスの移動時に携行する保護具並びに資材等
規則関係条項 第49条第1項第15号、第50条第10号 [略]	規則関係条項 第49条第1項第15号、第50条第9号 [略]
75. 移動中の災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置	75. 移動中の災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置
規則関係条項 第49条第1項第19号ハ、第50条第13号 [略]	規則関係条項 第49条第1項第19号ハ、第50条第12号 [略]

76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

規則関係条項 第50条第5号

[略]

76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

規則関係条項 第50条第4号

[略]

○液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第4号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<p>液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 20190606 保局第4号 令和 元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和 2年11月 4日 改正 20210201 保局第1号 令和 3年 2月22日</p>	<p>液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 20190606 保局第4号 令和 元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和 2年11月 4日</p>
別添 液化石油ガス保安規則関係例示基準	別添 液化石油ガス保安規則関係例示基準
<p>37. 設備の点検・異常確認時の措置</p> <p>[略]</p> <p>1. 高圧ガスの製造設備又は消費設備（以下「製造設備等」という。）の使用開始時及び使用終了時には、次の各号の基準により当該製造設備等の属する施設について異常の有無を点検するものとする。なお、点検にドローン、ロボット、センシング、AI等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」及び「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して点検すること。</p> <p>1.1～1.3 [略]</p> <p>2. 運転中の製造設備等につき、1日に1回以上、次の各号の基準により当該製造設備等の作動状況について異常の有無を点検するものとする。なお、点検にドローン、ロボット、センシング、AI等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」及び「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して点検すること。</p> <p>2.1・2.2 [略]</p> <p>3. ～5. [略]</p>	<p>37. 設備の点検・異常確認時の措置</p> <p>[略]</p> <p>1. 高圧ガスの製造設備又は消費設備（以下「製造設備等」という。）の使用開始時及び使用終了時には、次の各号の基準により当該製造設備等の属する施設について異常の有無を点検するものとする。</p> <p>1.1～1.3 [略]</p> <p>2. 運転中の製造設備等につき、1日に1回以上、次の各号の基準により当該製造設備等の作動状況について異常の有無を点検するものとする。</p> <p>2.1・2.2 [略]</p> <p>3. ～5. [略]</p>

○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<p>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 20190606 保局第5号 令和 元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和 2年11月 4日 改正 20210201 保局第1号 令和 3年 2月22日</p>	<p>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 20190606 保局第5号 令和 元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和 2年11月 4日</p>
別添 コンビナート等保安規則関係例示基準	別添 コンビナート等保安規則関係例示基準
<p>57. 設備の点検・異常確認時の措置</p> <p>[略]</p> <p>1. 高圧ガスの製造設備の使用開始時及び使用終了時には、次の各号の基準により当該製造設備の属する施設について異常の有無を点検するものとする。なお、点検にドローン、ロボット、センシング、AI等を使用する場合は、<u>「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」</u>、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」及び「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して点検すること。</p> <p>1.1～1.3 [略]</p> <p>2. 運転中の製造設備につき、1日に1回以上、次の各号の基準により当該製造設備の作動状況について異常の有無を点検するものとする。なお、点検にドローン、ロボット、センシング、AI等を使用する場合は、<u>「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」</u>、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」及び「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して点検すること。</p> <p>2.1・2.2 [略]</p> <p>3. ～5. [略]</p>	<p>57. 設備の点検・異常確認時の措置</p> <p>[略]</p> <p>1. 高圧ガスの製造設備の使用開始時及び使用終了時には、次の各号の基準により当該製造設備の属する施設について異常の有無を点検するものとする。</p> <p>1.1～1.3 [略]</p> <p>2. 運転中の製造設備につき、1日に1回以上、次の各号の基準により当該製造設備の作動状況について異常の有無を点検するものとする。</p> <p>2.1・2.2 [略]</p> <p>3. ～5. [略]</p>

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日 20201022保局第1号 令和 2年11月 9日 改正 20210201保局第1号 令和 3年 2月22日	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日 20201022保局第1号 令和 2年11月 9日
<u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第15条関係 （1）～（4） [略] （5） <u>第1項第7号口の規定は、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けている特定設備のものへの取替えであるので留意すること。</u> （6） <u>第1項第7号二中「附属機器類」とは、液面計、流量計、ストレーナ等をいい、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）」に規定する「Ⅲ 2.」の区分〇「その他の附属機器類」と同義である。なお、ストレーナ等であって特定設備に該当するものは除かれるので留意すること。</u>	<u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第15条関係 （1）～（4） [略] [新設] [新設]
第102条関係 [略]	第101条関係 [略]
第103条関係 第102条関係と同様である。	第102条関係 第101条関係と同様である。
<u>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第16条関係 （1）～（4） [略] （5） <u>第1項第7号口の規定は、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けている特定設備のものへの取替えであるので留意すること。</u> （6） <u>第1項第7号二中「附属機器類」とは、液面計、流量計、ストレーナ等をいい、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）」に規定する「Ⅲ 2.」の区分〇「その他の附属機器類」と同義である。なお、ストレーナ等であって特定設備に該当するものは除かれるので留意すること。</u>	<u>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</u> 第16条関係 （1）～（4） [略] [新設] [新設]
<u>（4）コンビナート等保安規則の運用及び解釈について</u> 第14条関係	<u>（4）コンビナート等保安規則の運用及び解釈について</u> 第14条関係

<p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 第1項第7号ロの規定は、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けている特定設備のものへの取替えであるので留意すること。</u></p> <p><u>(6) 第1項第7号二中「附属機器類」とは、液面計、流量計、ストレーナ等をいい、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について(20180323保局第12号)」に規定する「Ⅲ 2.」の区分〇「その他の附属機器類」と同義である。なお、ストレーナ等であって特定設備に該当するものは除かれるので留意すること。</u></p> <p><u>(12) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について</u> 附則関係 [略] <u>「なお従前の例による」とすることができる耐震設計構造物は、高圧ガス保安法第14条第一項又は第19条第一項で規定する変更の工事(軽微な変更工事を含む)後の耐震設計構造物であるので留意すること。</u></p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(12) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について</u> 附則関係 [略] [新設]</p>
--	--